

【資料3】堺市における屋外広告物行政の現状について

(1) 屋外広告物行政について

本市では、良好な景観形成と風致の維持、さらに公衆に対する危害を防止することを目的として、平成7年12月に堺市屋外広告物条例を制定し、中核市となった平成8年度から屋外広告物の許可制度を実施している。

また、個性豊かで美しい景観形成を図るため、平成5年3月に景観条例を公布し、優れた景観形成を総合的、計画的に推進するため、同年9月に景観基本計画を策定した。そして、これらに基づき、平成6年度から、景観上影響の大きい大規模建築物等の新築等の届出による景観誘導を実施しており、この中で大規模な屋外広告物に対しても助言・指導を行ってきた。

景観条例に規定している屋外広告物の届出対象は下記のとおりで、これに基づき概ね年間30～50件程度の届出がなされている。

広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更で、

- ・高さが15mを超えるもの
- ・建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの
- ・表示面積が40㎡を超えるもの

この届出制度の開始から15年以上が経過し、景観に対する意識の高まりなど社会環境が大きく変化していることを受け、現在、政令指定都市にふさわしい魅力ある景観形成に向けた基本施策を定めるため、景観法に基づく景観計画を策定するとともに、景観法の施行について必要な事項などを定めるため、景観条例の改正を進めている。これに伴い、大規模な屋外広告物の景観に関する届出については、根拠条例をこれまでの景観条例から屋外広告物条例に変更し、屋外広告物許可に先立つ協議制度として位置づけることとしており、景観条例改正後、屋外広告物条例を改正する必要がある。

(2) 屋外広告物条例改正について

屋外広告物条例の改正に向け、平成21年度に幹線道路沿道における屋外広告物の現況調査を行い、今年度はこれに基づき、屋外広告物許可制度の課題を整理した上で、屋外広告物条例及び許可基準改正に向けた方向性を検討している。その後、庁内調整等を経て改正案として取りまとめ、本審議会に諮る予定としている。

景観計画策定及び屋外広告物条例改正の予定について

景観計画策定・景観条例改正



屋外広告物条例改正

